

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
05.08	0508.00	さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず (削 除) - さんご - その他のもの		K G K G	05.08	0508.00	さんごその他これに類する物品(加工してないもの及び単に整えたものに限る。)並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切つたものを除く。)並びにこれらの粉及びくず - 貝殻 - さんご - その他のもの		K G K G K G
200					100				
900					200 900				
12.09	1209.10	は播種用の種、果実及び孢子 (省 略) - 飼料用植物の種 (省 略) - - その他のもの		K G	12.09	1209.10	は播種用の種、果実及び孢子 (同 左) - 飼料用植物の種 (同 左) - - その他のもの - - - チモシーの種 - - - その他のもの		K G K G K G
1209.10					1209.10				
1209.21					1209.21				
1209.25					1209.25				
1209.29					1209.29				
	000				100 900				
12.11	1211.20	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)			12.11	1211.20	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)		

輸出統計品目表改正

平成20年12月財務省告示第362号

新					旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位		
{ 1211.40 <u>1211.90</u>	000	(省 略)		K G	{ 1211.40 <u>1211.90</u>	100 900	(同 左)			
		- その他のもの					- その他のもの			K G
							- - 甘草			K G
12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			
1212.20		(省 略)			1212.20		(同 左)			
1212.91		(省 略)			1212.91		(同 左)			
<u>1212.99</u>	000	- - その他のもの		K G	<u>1212.99</u>	100 900	- - その他のもの			
							- - - ローカストビーン(種を含む。)		K G	
							- - - その他のもの		K G	
14.04		植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)			14.04		植物性生産品(他の項に該当するものを除く。)			
1404.20		(省 略)			1404.20		(同 左)			
<u>1404.90</u>	000	- その他のもの		K G	<u>1404.90</u>	100	- その他のもの			
							- - 主として染色用又はなめし用に供する植物性			
							原材料		K G	

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
22.02		水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。）			22.02	900	- - その他のもの		K G
2202.10		（省 略）			2202.10		（同 左）		
2202.90	000	- その他のもの		L	2202.90		- その他のもの		
						100	- - みかん果汁を含有するもの		L
						200	- - りんご果汁を含有するもの		L
						900	- - その他のもの		L
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824.10		（省 略）			3824.10		（同 左）		
3824.83					3824.83				
3824.90		- その他のもの			3824.90		- その他のもの		
	100	- - 小売用の容器入りにした修正液	NO	K G		100	- - 小売用の容器入りにした修正液	NO	K G
	200	- - 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	K G					
	900	- - その他のもの		K G		900	- - その他のもの		K G

輸出統計品目表改正

平成20年12月財務省告示第362号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
50.03		絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。) - カード及びコームのいずれもしてないもの - - くず繭 (削 除) - - その他のもの - その他のもの			50.03		絹のくず(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。) - カード及びコームのいずれもしてないもの - - くず繭 - - 絹ノイル - - その他のもの - その他のもの		
5003.00					5003.00				
	110			K G	110				K G
	190			K G	120				K G
	900			K G	190				K G
					900				K G
60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略) - ループドパイル編物 - - 綿製のもの - - 人造繊維製のもの (省 略) - その他のもの - - 綿製のもの			60.01		パイル編物(ロングパイル編物及びテリー編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (同 左) - ループドパイル編物 - - 綿製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの - - 人造繊維製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの (同 左) - その他のもの - - 綿製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの		
6001.10					6001.10				
6001.21	000		S M	K G	6001.21			S M	K G
					100				
					900			S M	K G
6001.22	000		S M	K G	6001.22				
					100			S M	K G
					900			S M	K G
6001.29					6001.29				
6001.91	000		S M	K G	6001.91				
					100			S M	K G
					900			S M	K G

輸出統計品目表改正

平成20年12月財務省告示第362号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
60.02		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 % 以上のものに限るものとし、第60.01頁のものを除く。)			60.02		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 % 以上のものに限るものとし、第60.01頁のものを除く。)		
6002.40		- 弾性糸の重量が全重量の5 %以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)			6002.40		- 弾性糸の重量が全重量の5 %以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。)		
	100	- - 綿製のもの	SM	KG			- - 綿製のもの		
		- - 合成繊維製のもの				110	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
		- - - たてメリヤスのもの	SM	KG		190	- - - その他のもの	SM	KG
	210	- - - 合成繊維製のもの					- - 合成繊維製のもの		
	290	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG		210	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
	900	- - - その他のもの	SM	KG		290	- - - その他のもの	SM	KG
		- - その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			- - その他の紡織用繊維製のもの		
						910	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						990	- - - その他のもの	SM	KG
6002.90		- その他のもの			6002.90		- その他のもの		
	100	- - 綿製のもの	SM	KG			- - 綿製のもの		
						110	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						190	- - - その他のもの	SM	KG
	200	- - 合成繊維製のもの	SM	KG			- - 合成繊維製のもの		
						210	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						290	- - - その他のもの	SM	KG
	900	- - その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			- - その他の紡織用繊維製のもの		
						910	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						990	- - - その他のもの	SM	KG
60.03		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 % 以上のものに限るものとし、第60.01頁のものを除く。)			60.03		メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5 % 以上のものに限るものとし、第60.01頁のものを除く。)		

輸出統計品目表改正

平成20年12月財務省告示第362号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
<u>6003.10</u>	<u>000</u>	ル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) - 羊毛製又は繊維毛製のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.10</u>	<u>110</u>	ル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) - 羊毛製又は繊維毛製のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6003.20</u>	<u>000</u>	- 綿製のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.20</u>	<u>190</u>	- - その他のもの - 綿製のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6003.30</u>	<u>110</u>	- 合成繊維製のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.30</u>	<u>110</u>	- 合成繊維製のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6003.40</u>	<u>190</u>	- - その他のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.40</u>	<u>190</u>	- - その他のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6003.90</u>	<u>000</u>	- 再生繊維又は半合成繊維製のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.90</u>	<u>110</u>	- 再生繊維又は半合成繊維製のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6003.90</u>	<u>000</u>	- その他のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6003.90</u>	<u>190</u>	- - その他のもの - その他のもの - - たてメリヤスのもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>60.04</u>	<u>100</u>	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) - 弾性系の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム系を含まないものに限る。)	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>60.04</u>	<u>110</u>	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートルを超え、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) - 弾性系の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム系を含まないものに限る。)	<u>S M</u>	<u>K G</u>
<u>6004.10</u>	<u>100</u>	- - 綿製のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>	<u>6004.10</u>	<u>190</u>	- - 綿製のもの - - - たてメリヤスのもの - - - その他のもの	<u>S M</u>	<u>K G</u>

輸出統計品目表改正

平成20年12月財務省告示第362号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
6004.90	410	- - 人造繊維製のもの	SM	KG	6004.90	410	- - 人造繊維製のもの	SM	KG
	490	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG		490	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
	900	- - - その他のもの	SM	KG		910	- - - その他のもののもの	SM	KG
		- - その他の紡織用繊維製のもの				990	- - その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG
							- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
		- その他のもの					- - - その他のもの	SM	KG
	100	- - 綿製のもの	SM	KG			- その他のもの		
							- - 綿製のもの		
	400	- - 人造繊維製のもの	SM	KG		110	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						190	- - - その他のもの	SM	KG
69.07	900	- - 人造繊維製のもの	SM	KG	69.07	410	- - 人造繊維製のもの	SM	KG
						490	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
		- - その他の紡織用繊維製のもの	SM	KG			- - - その他のもの	SM	KG
							- - その他の紡織用繊維製のもの		
						910	- - - たてメリヤスのもの	SM	KG
						990	- - - その他のもの	SM	KG
							- - - たてメリヤスのもの		
							- - - その他のもの		
6907.10	000	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) - タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)	SM	KG	6907.10	000	陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。) - タイル、キューブその他これらに類する物品(長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を一辺が7センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)		

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
6907.90	000	- その他のもの	S M	K G	6907.90	100 900	- - モザイクタイル - - その他のもの	S M	S M K G
69.08		陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものに限る。)並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)			69.08	100 900	- - モザイクタイル - - その他のもの	S M	S M K G
6908.10		(省 略)			6908.10		(同 左)		
6908.90	100	- その他のもの - - モザイクタイル		S M	6908.90	100	- その他のもの - - モザイクタイル		S M
	900	(削 除) - - その他のもの	S M	M T		200 900	- - 内装壁タイル(モザイクタイルを除く。) - - その他のもの	S M S M	M T M T
69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品			69.11		磁器製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品		
6911.10		- 食卓用品及び台所用品 - - 食卓用品(組物を含む。)			6911.10		- 食卓用品及び台所用品 - - 食卓用品(組物を含む。)		
	110	- - - 喫茶用のもの	D Z	K G	110		- - - 喫茶用のもの	D Z	K G
	190	- - - その他のもの	D Z	K G		191 192	- - - その他のもの - - - - 32個以上の組物	D Z D Z	K G K G
	200	- - 台所用品	D Z	K G	200		- - - - 32個未満の組物又はばら物 - - 台所用品	D Z	K G

輸出統計品目表改正

平成 20 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			85.18		マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置		
8518.10		（省 略）			8518.10		（同 左）		
8518.29					8518.29				
8518.30		- ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの			8518.30		- ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの		
	100	- - ヘッドホン		NO	100		- - ヘッドホン		NO
		（削 除）			200		- - イヤホン		NO
	900	- - その他のもの	NO	KG	900		- - その他のもの	NO	KG
90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム			90.27		物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクロトーム		
9027.10		（省 略）			9027.10		（同 左）		
9027.50					9027.50				
9027.80		- その他の機器			9027.80		- その他の機器		

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
9027.90	<u>110</u>	<u>- - 電気式のもの</u> <u>- - - 分析機器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	9027.90	<u>110</u>	<u>- - 電気式のもの</u> <u>- - - 分析機器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>
	<u>120</u>					<u>120</u>	<u>- - - 露出計</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>
	<u>190</u>	<u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>		<u>190</u>	<u>- - - その他のもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>
	<u>910</u>	<u>- - - 物理分析用又は化学分析用の機器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>		<u>910</u>	<u>- - - 物理分析用又は化学分析用の機器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>
	<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>		<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>
		(省 略)					(同 左)		
92.05		その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）			92.05		その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）		
9205.10		(省 略)			9205.10		(同 左)		
<u>9205.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	<u>9205.90</u>		<u>- その他のもの</u>		
					<u>100</u>	<u>- - ^{けん}鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する^{けん}鍵盤楽器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	
					<u>200</u>	<u>- - アコーディオンその他これに類する楽器</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	
					<u>300</u>	<u>- - ハーモニカ</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	
					<u>900</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>K G</u>	
92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛			92.09		楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛		
9209.30		(省 略)			9209.30		(同 左)		
		- その他のもの					- その他のもの		

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
9209.91 }		(省 略)			9209.91 }		(同 左)		
9209.94					9209.94				
9209.99	000	- - その他のもの		K G	9209.99		- - その他のもの		
					100		- - - メトロノーム、音さ及び調子笛		K G
					200		- - - オルゴールの機構	NO	K G
					300		- - - 第 9205.90 号の鍵盤のあるパイプオルガン又はフリーメタルリード付きのハーモニウム若しくはこれに類する鍵盤楽器の部分品及び附属品		K G
					900		- - - その他のもの		K G
95.03					95.03				
9503.00		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル			9503.00		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		
		(省 略)					(同 左)		
	400	- がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）	NO	K G			- がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）		
					410		- - 詰物をしたもの	NO	K G
					490		- - その他のもの	NO	K G
					500		- 楽器類（がん具に限る。）	D Z	K G
					600		- パズル	NO	K G
					700		- その他のがん具（セットにしたものに限る。）	NO	K G

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
96.08		(省 略)			96.08		(同 左)		
		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。）					ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第 96.09 項の物品を除く。）		
9608.10		(省 略)			9608.10		(同 左)		
9608.60		- その他のもの			9608.60		- その他のもの		
9608.91		(省 略)			9608.91		(同 左)		
9608.99	000	- - その他のもの		K G	9608.99		- - その他のもの		
						100	- - - シャープペンシルの部分品及び附属品		K G
						900	- - - その他のもの		K G
96.13		たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品（着火石及びしんを除く。 ）			96.13		たばこ用ライターその他のライター(機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品（着火石及びしんを除く。 ）		
9613.10		(省 略)			9613.10		(同 左)		
9613.20	000	- 携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。 ）		N O	9613.20		- 携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。 ）		
						100	- 電池内蔵式のもの		N O
						200	- - 発火装置に圧電結晶素子を用いたもの		N O
						900	- - その他のもの		N O

輸出統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
9613.80		(省 略)			9613.80		(同 左)		
9613.90		(省 略)			9613.90		(同 左)		

輸入統計品目表改正

平成 20 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
29.34		核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問 わない。) 並びにその他の複素環式化合物			29.34		核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問 わない。) 並びにその他の複素環式化合物		
2934.10 }		(省 略)			2934.10 }		(同 左)		
2934.30		- その他のもの			2934.30		- その他のもの		
2934.91		(省 略)			2934.91		(同 左)		
2934.99		- - その他のもの			2934.99		- - その他のもの		
	010	- - - スルトン及びスルタム (削 除)		K G		010	- - - スルトン及びスルタム		K G
						020	- - - 5 —イノシン酸二ナトリウム、5 —ウリジ ル酸二ナトリウム、5 —グアニル酸二ナト リウム及び5 —シチジル酸二ナトリウム		K G
	090	- - - その他のもの		K G		090	- - - その他のもの		K G
37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィル ム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙 製又は紡織用繊維製のものを除く。) 並びに感光性 の平面状インスタントプリントフィルム(露光して ないものに限るものとし、まとめて包装してあるか ないかを問わない。)			37.01		感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィル ム(露光してないものに限るものとし、紙製、板紙 製又は紡織用繊維製のものを除く。) 並びに感光性 の平面状インスタントプリントフィルム(露光して ないものに限るものとし、まとめて包装してあるか ないかを問わない。)		
3701.10 }		(省 略)			3701.10 }		(同 左)		
3701.30		- その他のもの			3701.30		- その他のもの		
3701.91	000	- - カラー写真用のもの (ポリクローム)	S M	K G	3701.91		- - カラー写真用のもの (ポリクローム)		
						020	- - - 反転現像方式のもの	S M	K G

輸入統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38.24	090	- - - その他のもの	SM	KG
3824.10		(省 略)			3824.10		(同 左)		
3824.83					3824.83				
3824.90		- その他のもの (省 略)			3824.90		- その他のもの (同 左)		
	910	- - その他のもの - - - オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG		910	- - その他のもの - - - オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプタブロモジフェニルオキシドを主成分とする混合物並びにジブロモネオペンチルグリコールを主成分とする混合物		KG
	920	- - - 5 —リボヌクレオチドカルシウム及び5 —リボヌクレオチド二ナトリウム		KG		920	- - - 5 —リボヌクレオチドカルシウム及び5 —リボヌクレオチド二ナトリウム		KG
		- - - その他のもの				990	- - - その他のもの		KG
	991	- - - - 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG					
	992	- - - - 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	KG					
	999	- - - - その他のもの		KG					
50.03					50.03				
5003.00		絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			5003.00		絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）		

輸入統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
53.10	012	- カード及びコームのいずれもしていないもの			53.10	011	- カード及びコームのいずれもしていないもの		
		- - くず繭		K G			- - 真綿		K G
							- - くず繭		K G
							- - 絹ノイル		K G
	019	- - その他のもの		K G		019	- - その他のもの		K G
		- その他のもの		K G			- その他のもの		
	090					091	- - ペニー		K G
							- - その他のもの		K G
	000	第 53.03 項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維の織物				5310.10	第 53.03 項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維の織物		
		- 漂白してないもの	S M	K G			- 漂白してないもの		
5310.10					5310.10				
5310.90					5310.90				
		(省 略)					(同 左)		
56.07		ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)			56.07		ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)		
5607.21					5607.21				
5607.50					5607.50				
5607.90					5607.90				
100		- その他のもの			110		- その他のもの		
		- - 第 53.03 項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維製のもの		K G			- - 第 53.03 項のジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維製のもの		
							- - - マルチプルのも		K G

輸入統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新				旧					
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
72.10		- - その他のもの (省 略)			190		- - - その他のもの - - その他のもの (同 左)		K G
7210.11		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (クラッド し、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメ ートル以上のものに限る。)			72.10		鉄又は非合金鋼のフラットロール製品 (クラッド し、めつきし又は被覆したもので、幅が 600 ミリメ ートル以上のものに限る。)		
7210.11		(省 略)			7210.11		(同 左)		
7210.30		- 亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを 除く。)			7210.30		- 亜鉛をめつきしたもの (電気めつきによるものを 除く。)		
7210.41	000	(省 略)		K G	7210.41	000	(同 左)		K G
7210.49		- - その他のもの			7210.49	000	- - - その他のもの		K G
	010	- - - 合金化溶融めつきのもの (めつき層の鉄の含 有量がめつき層の全重量の 7 % 以上の均質 な合金のものに限る。)		K G					
	090	- - - その他のもの		K G					
7210.50		(省 略)			7210.50		(同 左)		
7210.90					7210.90				
85.09		家庭用電気機器 (電動装置を自蔵するものに限るも のとし、第 85.08 項の真空式掃除機を除く。)			85.09		家庭用電気機器 (電動装置を自蔵するものに限るも のとし、第 85.08 項の真空式掃除機を除く。)		
8509.40		(省 略)			8509.40		(同 左)		
8509.80	000	- その他の機器	NO	K G	8509.80		- その他の機器		

輸入統計品目表改正

平成 2 0 年 1 2 月財務省告示第 3 6 2 号

新					旧				
統計番号		品 名	単位		統計番号		品 名	単位	
8509.90		(省 略)			8509.90	010 020 090	- - 床磨き機 - - 台所用ディスポーザー - - その他の機器 (同 左)	NO NO NO	KG KG KG
96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)			96.01		アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)及び製品(これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。)		
9601.10		(省 略)			9601.10		(同 左)		
9601.90		- その他のもの			9601.90		- その他のもの		
		(省 略)					(同 左)		
	300	- - その他のもの		KG		310 390	- - その他のもの - - - 真珠光沢を有する貝殻のもの - - - その他のもの		KG KG